

第72号議案

加東市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件

加東市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前届出)

第3条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、市長に対し実施機関が定める事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、法第75条第2項第1号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項の規定により届出をした個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、市長に対しその旨を届け出なければならない。

(個人情報ファイル簿の記載事項)

第4条 個人情報ファイル簿には、法第75条第1項に規定するもののほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、開示請求に係

る保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書1件につき300円とする。ただし、経済的困難その他特別の理由があると実施機関が認めるときは、実施機関が定めるところにより、これを免除することができる。

2 開示決定により保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項に規定する費用は、第1項ただし書の規定により手数料を免除する場合で実施機関が定めるときは、これを免除することができる。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第8条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。

ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第10条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、加東市行政不服審査法施行条例（平成28年加東市条例第26号）第3条に規定する加東市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(市長による内部調整)

第11条 市長は、市における統一かつ公正な個人情報保護制度の運営を確保するため、必要があると認めるときは、他の実施機関及び議会に対して報告を求め、助言を行う等必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(加東市個人情報保護条例の廃止)

第2条 加東市個人情報保護条例（平成18年加東市条例第17号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の加東市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務

に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第13条第1項若しくは第2項、第27条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 施行日前に審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

第5条 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第3条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。

（加東市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

第6条 加東市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年加東市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第16条中「加東市個人情報保護条例（平成18年加東市条例第17号）に規定する受託者等の責務」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する従事者の義務」に改める。

（加東市行政不服審査法施行条例の一部改正）

第7条 加東市行政不服審査法施行条例（平成28年加東市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法（他の法律において準用する場合を含む。）において使用する用語の例による。

第3条中「並びに加東市情報公開条例（平成18年加東市条例第16号。以下「情報公開条例」という。）及び加東市個人情報保護条例（平成18年加東市条例第17号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「その他の法令又は条例」に改める。

第4条第1項第2号中「情報公開条例第20条第1項」を「加東市情報公開条例（平成18年加東市条例第16号。以下「情報公開条例」という。）第20条第1項」に改め、「（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）」を削り、同項第3号中「個人情報保護条例第42条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項」に改め、「実施機関」の右に「（議会を除く。次号において同じ。）」を加え、同項第4号を次のように改める。

(4) 加東市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年加東市条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第10条の規定による実施機関の諮問に応じて審議すること。

第3章第2節の節名中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法」に改める。

第15条第1項中「及び個人情報保護条例第42条第1項」を「、個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項又は個人情報保護法施行条例第10条」に、「個人情報保護条例の」を「個人情報保護法の」に改め、同条第2項中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法」に改める。

## 第72号議案 要旨

### 加東市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定（要旨）

#### 1 制定理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の一部が改正され、令和5年4月1日から法の規定が地方公共団体に適用されることに伴い、必要な事項を定めるものである。

#### 2 制定内容

- (1) 個人情報ファイルの保有等に関する事前届出について定めること。(第3条関係)
- (2) 個人情報ファイル簿の記載事項について定めること。(第4条関係)
- (3) 開示請求に係る手数料等を定めること。(第5条関係)
- (4) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等の期限を定めること。(第6条～第9条関係)
- (5) 審査会への諮問について定めること。(第10条関係)
- (6) 市長による内部調整について定めること。(第11条関係)
- (7) 加東市個人情報保護条例(平成18年加東市条例第17号。以下「旧条例」という。)を廃止すること。(附則第2条関係)
- (8) 旧条例の廃止及び加東市個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「新条例」という。)の制定に伴う経過措置を定めること。(附則第3条～附則第5条関係)
- (9) 加東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年加東市条例第58号)の一部改正(附則第6条関係)  
引用する法令を旧条例から法に改めること。(第16条)
- (10) 加東市行政不服審査法施行条例(平成28年加東市条例第26号)の一部改正(附則第7条関係)
  - ア 加東市行政不服審査会の所掌事務について、旧条例に代えて、法又は新条例の規定による諮問に応じて審議をする規定加えること。(第4条)
  - イ 所要の文言整理を行うこと。(目次、第2条、第3条及び第15条)

#### 3 市民負担への影響

保有個人情報の開示請求を行った場合、手数料として地方公共団体等行政文書1件につき300円の負担が生じる。ただし、経済的困難の理由があるとき又は本人通知制度による通知に係る開示請求を行うときは、手数料を免除する。

#### 4 施行期日 令和5年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正（附則第6条関係）</p> <p>（秘密保持義務）</p> <p>第16条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>加東市個人情報保護条例（平成18年加東市条例第17号）</u>に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために利用し、若しくは不当な目的のために使用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> <p>○加東市行政不服審査法施行条例の一部改正（附則第7条関係）</p> <p>目次</p> <p>第1章・第2章 （略）</p> <p>第3章 調査審議等の手續</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 情報公開条例及び<u>個人情報保護条例</u>の規定による諮問に係る調査審議の手續（第15条）</p> <p>第4章・第5章 （略）</p>	<p>（秘密保持義務）</p> <p>第16条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に規定する従事者の義務を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために利用し、若しくは不当な目的のために使用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> <p>目次</p> <p>第1章・第2章 （略）</p> <p>第3章 調査審議等の手續</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 情報公開条例及び<u>個人情報保護法</u>の規定による諮問に係る調査審議の手續（第15条）</p> <p>第4章・第5章 （略）</p>

附則

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法（他の法律において準用する場合を含む。）において使用する用語の例による。

(審査会の設置)

第3条 法並びに加東市情報公開条例（平成18年加東市条例第16号。以下「情報公開条例」という。）及び加東市個人情報保護条例（平成18年加東市条例第17号。以下「個人情報保護条例」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関として、加東市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第4条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 情報公開条例第20条第1項

\_\_\_\_\_に規定する審査請求について、実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じて審議すること。

附則

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法（他の法律において準用する場合を含む。）において使用する用語の例による。

(審査会の設置)

第3条 法その他の法令又は条例

\_\_\_\_\_の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関として、加東市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第4条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 加東市情報公開条例（平成18年加東市条例第16号。以下

「情報公開条例」という。）第20条第1項に規定する審査請求について、実施機関 \_\_\_\_\_の諮問に応じて審議すること。

(3) 個人情報保護条例第42条第1項

\_\_\_\_\_に規定する審査請求について、  
実施機関\_\_\_\_\_の諮問に応じて審議すること。

(4) 個人情報保護条例第3条第5項第8号、同条第6項及び第12条第3項の規定による実施機関からの意見の求めに応じること。

2 (略)

第2節 情報公開条例及び個人情報保護条例の規定による諮問に係る調査審議の手續

第15条 審査会は、情報公開条例第20条第1項及び個人情報保護条例第42条第1項

\_\_\_\_\_の規定により諮問を受けたときは、情報公開条例及び個人情報保護条例の定めるところにより、調査審議の手續を行うものとする。

2 前項の諮問に係る調査審議の手續については、情報公開条例及び個人情報保護条例に定めのない事項については、法第5章第1節第2款の定めるところによる。

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項に規定する審査請求について、実施機関（議会を除く。次号において同じ。）の諮問に応じて審議すること。

(4) 加東市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年加東市条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第10条の規定による実施機関の諮問に応じて審議すること。

2 (略)

第2節 情報公開条例及び個人情報保護法の規定による諮問に係る調査審議の手續

第15条 審査会は、情報公開条例第20条第1項、個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項又は個人情報保護法施行条例第10条の規定により諮問を受けたときは、情報公開条例及び個人情報保護法の定めるところにより、調査審議の手續を行うものとする。

2 前項の諮問に係る調査審議の手續については、情報公開条例及び個人情報保護法に定めのない事項については、法第5章第1節第2款の定めるところによる。

加東市個人情報の保護に関する法律施行細則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び加東市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年加東市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人情報ファイル保有の届出事項）

第2条 条例第3条第1項の実施機関が定める事項は、法第75条第1項に規定する事項とする。

（開示請求に係る手数料の免除）

第3条 条例第5条第1項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当すると実施機関が認めるときは、開示請求に係る手数料を免除することができる。

- (1) 開示請求者が経済的困難により開示請求に係る手数料を納付する資力がないとき。
- (2) 本人通知制度による通知（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき、住民票の写し、戸籍謄本等を第三者に交付した場合において、事前の申出により登録した者に対し、自己の住民票の写し等が交付された事実を通知することをいう。）を受けた者が当該通知に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の開示請求を行うとき。

2 前項の規定により開示請求に係る手数料の免除を受けようとする者は、法第77条第1項に規定する開示請求をする際に、併せて当該免除を受ける理由を記載した第11条第1項各号に規定する申請書を実施機関に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、その申請者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていること証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 条例第5条第3項に規定する手数料を免除する場合で実施機関が定めるときは、第1項第1号に該当するときとする。

（写しの作成及び送付に要する費用の額）

第4条 条例第5条第2項に規定する保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの作成に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第5条第2項に規定する保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付に要する費用は、その費用に相当する額とする。

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第5条 令第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手、現金その他実施機関が定めるものにより納付する方法とする。

(個人情報ファイル簿)

第6条 法第75条第1項に規定する帳簿の作成及び公表は、個人情報ファイル簿(様式第1号)により行うものとする。

(開示請求書等)

第7条 法第77条第1項に規定する開示請求は、保有個人情報の開示請求書(様式第2号)により行うものとする。

2 令第22条第3項の委任状は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

(1) 保有個人情報の開示請求 委任状(個人情報に係る開示請求用)(様式第3号)

(2) 保有特定個人情報の開示請求 委任状(特定個人情報に係る開示請求用)(様式第4号)

3 法第87条第3項に規定する開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第5号)により行うものとする。

(開示決定等の通知)

第8条 法第82条第1項又は第2項に規定する決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定の通知 保有個人情報開示決定通知書(様式第6号)

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定の通知 保有個人情報部分開示決定通知書(様式第7号)

(3) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定の通知 保有個人情報不開示決定通知書(様式第8号)

2 条例第6条第2項に規定する開示決定等の期限延長の決定の通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第9号)により行うものとする。

3 条例第7条に規定する開示決定等の期限延長の特例の決定の通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第10号)により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送)

第9条 法第85条第1項に規定する開示請求に係る事案の移送は、他の実施機関への開示請求事案移送書(様式第11号)により行うものとする。

2 法第85条第1項に規定する開示請求者に対する通知は、開示請求者への開示請求事案移送通知書(様式第12号)により行うものとする。

(第三者に対する通知等)

第10条 法第86条第1項に規定する第三者に対する通知は、第三者意見照会書(法第8

6条第1項適用) (様式第13号) より行うものとする。

2 法第86条第2項に規定する第三者に対する通知は、第三者意見照会書(法第86条第2項適用) (様式第14号) より行うものとする。

3 法第86条第1項又は第2項に規定する意見書の提出は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第15号) により行うものとする。

4 法第86条第3項に規定する第三者に対する通知は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(様式第16号) より行うものとする。

(開示請求に係る手数料の免除申請等)

第11条 第3条第2項に規定する開示請求に係る手数料の免除申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 保有個人情報の開示請求に係る手数料 開示請求に係る手数料の免除申請書(個人情報関係) (様式第17号)

(2) 保有特定個人情報の開示請求に係る手数料 開示請求に係る手数料の免除申請書(特定個人情報関係) (様式第18号)

2 前項に規定する開示請求に係る手数料の免除申請があった場合において、当該手数料等の免除を認めるときの通知は開示請求に係る手数料の免除決定通知書(様式第19号) により、当該手数料等の免除を認めないときの通知は開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書(様式第20号) により行うものとする。

(訂正請求書等)

第12条 法第91条第1項に規定する訂正請求は、保有個人情報訂正請求書(様式第21号) により行うものとする。

2 令第29条の規定により読み替えて準用する令第22条第3項の委任状は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

(1) 保有個人情報の訂正請求 委任状(個人情報に係る訂正請求用) (様式第22号)

(2) 保有特定個人情報の訂正請求 委任状(特定個人情報に係る訂正請求用) (様式第23号)

(訂正決定等の通知)

第13条 法第93条第1項に規定する保有個人情報の訂正をする旨の決定の通知は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第24号) により行うものとする。

2 法第93条第2項に規定する保有個人情報の訂正をしない旨の決定の通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(様式第25号) により行うものとする。

3 条例第8条第2項に規定する訂正決定等の期限延長の決定の通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第26号) により行うものとする。

4 法第95条に規定する訂正決定等の期限延長の特例の決定の通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第27号) により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送)

第14条 法第96条第1項に規定する訂正請求に係る事案の移送は、他の実施機関への訂正請求事案移送書(様式第28号)により行うものとする。

2 法第96条第1項に規定する訂正請求者に対する通知は、訂正請求者への訂正請求事案移送通知書(様式第29号)により行うものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第15条 法第97条に規定する保有個人情報の提供先への訂正決定の通知は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第30号)により行うものとする。

(利用停止請求書等)

第16条 法第99条第1項に規定する利用停止請求は、保有個人情報利用停止請求書(様式第31号)により行うものとする。

2 令第29条の規定により読み替えて準用する令第22条第3項の委任状は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

(1) 保有個人情報の利用停止請求 委任状(個人情報に係る利用停止請求用)(様式第32号)

(2) 保有特定個人情報の利用停止請求 委任状(特定個人情報に係る利用停止請求用)(様式第33号)

(利用停止決定等の通知)

第17条 法第101条第1項に規定する保有個人情報の利用停止をする旨の決定の通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第34号)により行うものとする。

2 法第101条第2項に規定する保有個人情報の利用停止をしない旨の決定の通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(様式第35号)により行うものとする。

3 条例第9条第2項に規定する利用停止決定等の期限延長の決定の通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第36号)により行うものとする。

4 法第103条に規定する利用停止決定等の期限延長の特例の決定の通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第37号)により行うものとする。

(審査会諮問書等)

第18条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項に規定する諮問は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 開示決定等に対する審査請求 諮問書(開示決定等)(様式第38号)

(2) 訂正決定等に対する審査請求 諮問書(訂正決定等)(様式第39号)

(3) 利用停止決定等に対する審査請求 諮問書(利用停止決定等)(様式第40号)

(4) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為に対する審査請求 諮問書(開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為)(様式第41号)

2 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項に規定する諮問をした

旨の通知は、諮問をした旨の通知書（審査請求人等）（様式第42号）により行うものとする。

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（加東市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 加東市個人情報保護条例施行規則（平成18年加東市規則第9号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

地方公共団体等行政文書の種別		交付する写し又は複製物		金額
1 文書、図画又は写真		(1) 複写機により複製したもの（日本産業規格A列3番の大きさまでのもの）	白黒	1枚につき10円
			多色刷り	1枚につき50円
		(2) 複写機により複製したもの（日本産業規格A列3番の大きさを超えるもの）	当該複製に要する費用に相当する額	
2 電磁的記録	(1) ビデオテープ、録音テープその他の動画記録媒体及び音声記録媒体	光ディスクに複製したもの		1枚につき100円
		ア 印刷物として出力したもの（日本産業規格A列3番の大きさまでのもの）	白黒	1枚につき10円
			多色刷り	1枚につき50円
			イ 印刷物として出力したもの（日本産業規格A列3番の大きさを超えるもの）	
		ウ 光ディスクに複製したもの		1枚につき100円
3 1及び2以外の地方公共団体等行政文書	地方公共団体等行政文書の性質に応じ作成した写し又は複製物		当該写し又は複製物の作成	

	に要する費用 に相当する額
--	------------------

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定する。